

敬和学園大学における研究者等の行動規範

敬和学園大学は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学の研究者及びそれを支援する事務職員等の研究活動上の基本的な行動規範を定める。

1. 研究者の責任

研究者は自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有する。さらには自らの専門知識、技術経験を生かし、本学の建学の精神に掲げるリベラル・アーツ教育・研究の推進と、人類の福祉と文化の発展、そして国際平和に貢献するという責任を有する。

2. 法令の遵守

研究者は、研究費の使用にあたっては、関連する法令、本学諸規程等を遵守しなければならない。

3. 研究活動における不正使用及び不正行為の禁止

研究者は、研究費の不適切な使用を行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存を徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。

4. 情報の公開と守秘義務

研究者は、自らの研究の成果を積極的に情報公開するとともに、個人情報の保護、研究上知り得た秘密の保持及び知的財産権の尊重に細心の注意を払わなければならない。

5. 差別の排除

研究者は、研究活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重しなければならない。

6. 利益の相反

研究者は、自らの研究、審査、評価、判断において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

7. 研究環境の整備

事務職員は、研究費の管理時において、自ら不正行為に関与してはならない。また、公的研究費管理・監査体制上の牽制機能等により、不正行為の発生を未然に防止し、研究環境の整備に努めなければならない。